

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人〇〇会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市原口町1041番地
- (3) 設立認可年月日 平成12年3月 6日
- (4) 設立登記年月日 平成12年4月20日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	下 山 高 生	下山耳鼻咽喉科医院管理者
理 事	下 山 好 子	
同	下 山 史 高	
同	下 山 真智子	
同	下 山 哲 生	
監 事	江利田 喬	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施 設 の 名 称	医 療 機 関 コー ド	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診療所	下山耳鼻咽喉科医院	4210521532	長崎県大村市原口町 1041番地	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和5年9月30日 令和4年度決算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
所在地 長崎県大村市原口町 1 0 4 1 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 7 月 3 1 日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,670	I 流 動 負 債	22,923
II 固 定 資 産	1,443	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	663	負 債 合 計	22,923
2 無 形 固 定 資 産	770	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 6,809
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	3,190
資 産 合 計	26,113	負債・純資産合計	26,113

様式 4 - 2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市原口町 1 0 4 1 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	44,482
2 事業費用	36,204
本来業務事業利益	8,278
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	8,278
II 事業外収益	564
III 事業外費用	0
経常利益	8,842
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,842
法人税等	71
当期純利益	8,771

様式 2

法人名 医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
所在地 長崎県大村市原口町1041番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和6年7月31日現在)

1. 資 産 額	26,113 千円
2. 負 債 額	22,923 千円
3. 純 資 産 額	3,190 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,670
B 固 定 資 産	1,443
C 資 産 合 計 (A + B)	26,113
D 負 債 合 計	22,923
E 純 資 産 (C - D)	3,190

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 下山耳鼻咽喉科医院
理事長 下山 高 生 殿

私は、医療法人下山耳鼻咽喉科医院の令和5会計年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年10月2日

医療法人 下山耳鼻咽喉科医院

監 事 江利田 喬

